

10月から マイナンバー(個人番号)を みなさんに通知カードでお知らせ!

Q マイナンバーって何だろう??

A 住民票を有する人(外国人を含む)一人ひとり
が持つ12桁の番号のことです。マイナンバ
ーは「社会保障」「税」「災害対策」の分野
の行政手続きのうち、法律で定められた事
務に限り利用されます。

税金や社会保険料の支払い、所得や行政
サービスの受給の状況が把握しやすくな
り、行政手続きを効率化するなどの目的が
あります。平成29年7月からは、窓口での
各種申請時に必要な証明書などの添付書類
を省略できるようになります。

Q いつから

どんな手続きに必要なの??

A 平成28年1月以降、マイナンバーが必要な手
続きの申請書などにマイナンバーの記載や提
示が必要になります。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続き
- ・生活保護、児童手当や福祉の給付
- ・確定申告などの税の手続き
- ・報酬、給料等の支払報告書(源泉徴収票)
- など



Q マイナンバーは、
どうやって通知されるの??

A 10月から、みなさんの住民票の住所地に、マ
イナンバーの「通知カード」を世帯ごとに簡
易書留で郵送してお知らせします。

※通知カードは、転送されませんので、正
確な住所の登録をお願いいたします。

Q 「通知カード」って何のようなものなの??

A マイナンバーに関するカードは「通知カード」
と「個人番号カード」の2種類があります。

「通知カード」は、マイナンバーをお知らせ
するカードで、住民票を有するすべての人に
郵送されます。

一方「個人番号カード」は、希望者が申請し
て、受け取るカードです。平成28年1月から
交付が始まり、本人の顔写真が掲載されるた
め、単独で身分証明書として使えます。



種類	カード(表面のみ掲載)	配付対象	掲載内容	入手方法	使い道
通知カード	 有効期限なし	住民票を有するすべての人	・氏名 ・生年月日 ・マイナンバー ・住所 ・性別	10月以降、みなさんの住民票の住所地に世帯ごとに簡易書留で郵送されます。	マイナンバーが必要な手続きの際に運転免許証など本人確認書類とともに提示等が必要になります。
個人番号カード	 有効期限あり	希望者のみ(申請必要)	・上記の内容 + ・本人の顔写真 ・ICチップ等	申請は、通知カードを受け取った日からできます。平成28年1月から通知カードと引き換えに順次交付されます。	単独で本人確認のための身分証明書として利用できます。電子証明書(ICチップ)等を用いて、e-Taxなどの電子申請ができます。

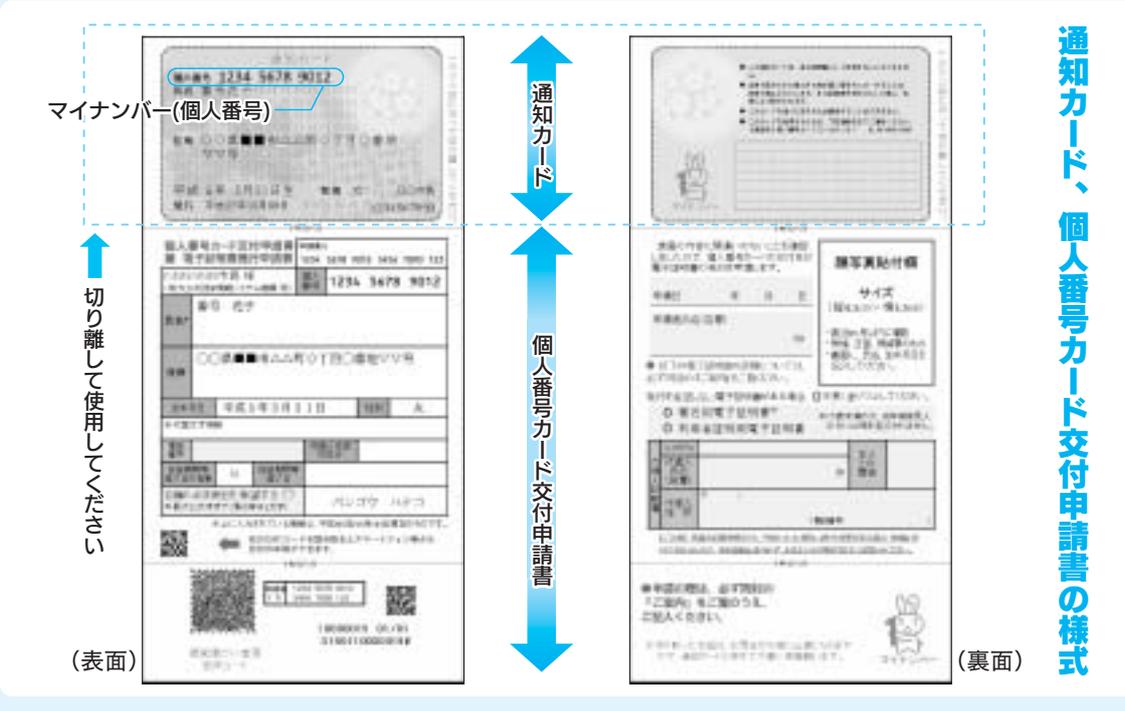


マイナンバーのお問い合わせ先

全国共通ナビダイヤル コールセンター ☎ 0570-20-0178
9時30分~17時30分(土日祝日・年末年始を除く) 公式サイト [マイナンバー 検索](#)

簡易書留の中に、次のものが入っています

- マイナンバーの「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」（世帯人数分）
 - ※「通知カード」はマイナンバー(個人番号)をお知らせする大切なカードです。大切に保管してください。
 - ※「個人番号カード交付申請書」は、個人番号カードの交付を希望する場合に使用するものです。
 - 使用する際は、通知カードと切り離してください。
- 個人番号カード交付申請書の返信用封筒(1部)
- 説明書(1部)



まずは通知カードを受け取ります
マイナンバーは一生使うものです。大切に保管してください！

やむを得ない理由^{*}により、住民票の住所地で「通知カード」を受け取ることができない人は、申請が必要です。

居所情報登録申請書を

9月25日(金)までに住民票のある住所の市役所に持参または郵送で提出してください。

※やむを得ない理由により申請が必要な人

- ・東日本大震災による被災者
- ・DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者
- ・一人暮らしで、長期間、医療機関や施設に入院・入所している人

申請が認められた人は、登録した居所にあなたのマイナンバーをお知らせします。

申請書は、市役所各窓口、総務省ウェブサイトから入手できます。

URL

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

- 1 同封されている「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」を切り離します。「個人番号カード交付申請書」には、基本事項があらかじめ記載されていますので内容を確認してください。
- 2 申請日および申請者の氏名等を記入し、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れてポストに投函してください。また、スマートフォンやパソコンを利用した申請もできます。
- 3 平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整うと、はがきで「交付通知書」が送られてきます。はがきが届いたら、次の①～④を持って、本人が市役所の窓口にお越しください。本人確認の上、通知カードと引き換えに個人番号カードを交付します。
 - ①通知カード ②交付通知書(はがき)
 - ③本人確認書類
(運転免許証、健康保険証など)
 - ④住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

※現在お持ちの住民基本台帳カードは、有効期限まで使用できます。また、今回申請をする場合は、個人番号カード交付時に住民基本台帳カードを返却いただきます。個人番号カードと住民基本台帳カードの両方を所有することはできません。

詳しくは、こちらを検索

個人番号カード総合サイト

検索

個人番号カードの申請から
交付までの手続き
(無料)